

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方も 郵便で投票ができます

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方で、一定の要件を満たす場合、郵便等により投票することができます。（特例郵便等投票）

特例郵便等投票の対象となる方

※陽性者登録センターに登録されている方も対象です。

- ・感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請等を受けた方
- ・検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている方

投票用紙等の請求時に外出自粛要請等の期間が、投票しようとする選挙の投票期間中にかかると見込まれる場合

※ 濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありませんが、検査結果が陰性であることから、投票所等での投票ができます。（投票所等での投票の際は、マスクの着用や手指の消毒など、感染拡大防止の徹底をお願いします）

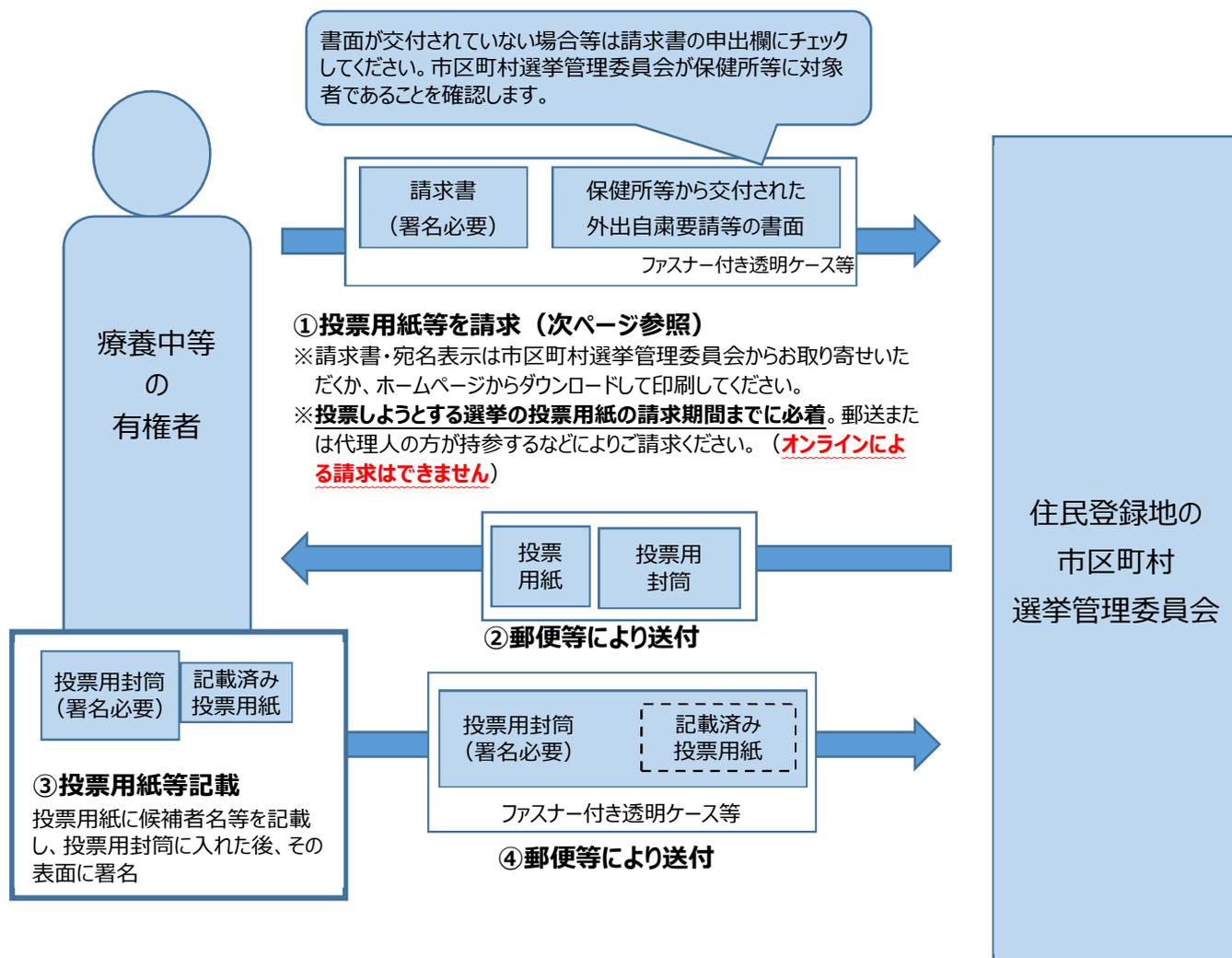
（今後の選挙予定）

選挙名	告示日	投票用紙等の請求期限（必着）	選挙期日
堺市長選挙	令和5年5月21日	令和5年5月31日	令和5年6月4日

投票用紙等の請求に当たってのお願い

- ・保健所等が発行する外出自粛要請の書面（就業制限に関する書面等）を添えて、請求書を住民登録地の市区町村選挙管理委員会に送ってください。
ただし、これらの書面が交付されていない場合等は、請求書の申出欄に理由をチェックしてください。
- ・請求書や請求書を郵送する際の宛名表示については、住民登録地の市区町村選挙管理委員会からお取り寄せいただくか、ホームページからダウンロードしてください。
- ・請求書等を入れた封筒に所定の宛名表示を貼り付け、ファスナー付きの透明のケース等に入れて表面を消毒した上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

特例郵便等投票の流れ



(補足・注意事項)

- (1) 転居して3か月に満たない場合は、投票できない又は前の住民登録地の市区町村で投票する必要がありますので、ご注意ください。
- (2) 上の①投票用紙等の請求は次ページをご覧ください。
- (3) 投票用紙を請求された後に、自宅療養期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。
- (4) 特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪、詐偽投票罪）が設けられています。
- (5) 記載済みの投票用紙は、選挙期日の投票所を閉じる時刻までに投票所へ到達する必要がありますので、記載後は速やかに投かんしてください。

連絡先：大阪府選挙管理委員会 電話番号：06-6944-9118
〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目
又は 各市区町村選挙管理委員会

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

投票用紙等の請求手続について

特例郵便等投票をする方は、以下の方法により投票用紙及び投票用封筒を選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

①特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

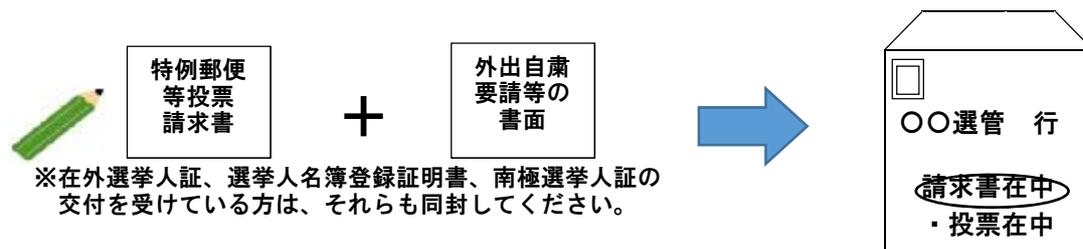
※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、各市区町村の選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。各市区町村の選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



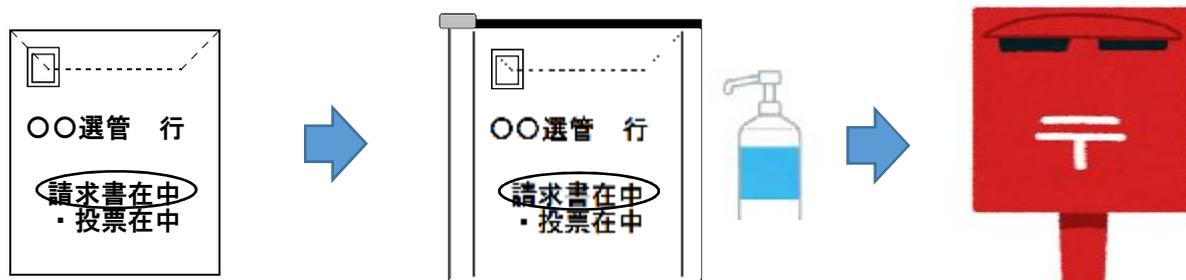
②請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。



③請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。

(府内の市区町村選管連絡先一覧)

市(区)名	電話番号
大阪市	06-6208-8511
北区	06-6313-9626
都島区	06-6882-9626
福島区	06-6464-9626
此花区	06-6466-9626
中央区	06-6267-9626
西区	06-6532-9626
港区	06-6576-9626
大正区	06-4394-9626
天王寺区	06-6774-9626
浪速区	06-6647-9626
西淀川区	06-6478-9626
淀川区	06-6308-9626
東淀川区	06-4809-9626
東成区	06-6977-9626
生野区	06-6715-9626
旭区	06-6957-9626
城東区	06-6930-9626
鶴見区	06-6915-9626
阿倍野区	06-6622-9626
住之江区	06-6682-9626
住吉区	06-6694-9626
東住吉区	06-4399-9626
平野区	06-4302-9626
西成区	06-6659-9626
堺市	072-228-7875
堺区	072-228-7263
中区	072-270-8181
東区	072-287-8200
西区	072-275-1901
南区	072-290-1800
北区	072-258-6706
美原区	072-363-9311
岸和田市	072-423-9692
豊中市	06-6858-2480
池田市	072-754-6150
吹田市	06-6384-2478

市(区)名	電話番号
泉大津市	0725-33-1131
高槻市	072-674-7676
貝塚市	072-433-7444
守口市	06-6992-1784
枚方市	072-841-1532
茨木市	072-620-1675
八尾市	072-924-3886
泉佐野市	072-463-1212
富田林市	0721-25-1000
寝屋川市	072-825-2435
河内長野市	0721-53-1111
松原市	072-337-3243
大東市	072-870-0764
和泉市	0725-99-8155
箕面市	072-727-9561
柏原市	072-973-2782
羽曳野市	072-947-3815
門真市	06-6902-6990
摂津市	06-6383-1605
高石市	072-275-6472
藤井寺市	072-939-1111
東大阪市	06-4309-3287
泉南市	072-483-8111
四條畷市	072-877-2121
交野市	072-892-0121
大阪狭山市	072-366-0011
阪南市	072-471-5678
島本町	075-962-8441
豊能町	072-739-3414
能勢町	072-734-0479
忠岡町	0725-22-1122
熊取町	072-452-1003
田尻町	072-466-5021
岬町	072-492-2721
太子町	0721-98-5515
河南町	0721-93-2500
千早赤阪村	0721-72-0081